

家庭内暴力に対する包括的支援を

鈴木 朋 絵

山口県弁護士会

Comprehensive Support for the Domestic Violence

Tomoe Suzuki

Yamaguchi Prefectural Bar Association

地方で弁護士として15年程度活動しています。親密な関係や親族間の暴力の相談はなくなるところがなく、毎年、被害のバリエーションが増えているように感じています。本稿では、日頃の気づきを散文的に書かせていただきます。

1 包括的支援法が必要です

現在、日本には家庭内暴力に関しては、配偶者等暴力防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法と、個別的な支援立法はあるものの、包括的に支援する法律がありません。そのため、各法律の保護対象から漏れる被害者が生じてしまいます。たとえば、成人した親子間での暴力、兄弟姉妹間暴力などは、高齢者虐待や障害者虐待の要件に該当しない限り対象とはなりません。被害を訴えづらい方が多くおられます。

2 同性カップル間の暴力被害防止支援の明文規定がないこと

戸籍上同性のカップル間での暴力の問題についても、概ね社会から無視されているといえます。同性カップルは現在の民法及び戸籍法では「婚姻」が認められていません。そのため、内縁や事実婚理論に準じて実態をとらえて婚姻類似の関係を認めるべきとする考え方と、「婚姻」ができない以上実態に基づく認定もできないとする考え方が対立しています。そのため、婚姻類似の実態があっても、法的保護を受けられるかどうか非常に不安定になっています。

配偶者等暴力防止法について、同性同士のカップル間の被害について保護命令が発令された例は3件あります。

しかし、一方で、同性カップル間の交際は含まないとの見解も公刊されています（福島政幸、森鍵「東京地裁及び大阪地裁における平成25年改正DV防止法に基づく保護命令手続の運用」判タ1395号5頁、参議院法制局第五部第一課永野豊太郎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」法令解説資料総覧381号18頁、村松秀樹「平成25年配偶者暴力防止法改正に伴う保護命令制度の改正の概要」ひろ

ば66巻12号20頁）。

2017年の内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」では同性間の性暴力も調査の対象となったところ、同性からの被害経験を受けたとする回答は、女性被害者のうち1.4%、男性被害者のうち17.4%との結果となりました。わが国に支援を要する被害者はたしかに存在していますが、その対応策についてはまだ福岡市や熊本市など一部の自治体が取組を始めたというのが現状です。

現在、わが国に同性カップル世帯がどれだけの数存在するのか統計調査はなされていません。2010年から関係団体から統計調査をするように要請が繰り返されていますが、高市早苗総務大臣は、2020年8月25日、今年度の国勢調査においても同性カップル世帯をカウントしないと記者会見発表しました。親密な関係に基づく婚姻類似の關係の統計調査がないため、施策の必要性を検討するための基礎資料がそろわない状態となっています。ここで、参考になるのが各自治体で広まっている同性パートナーシップ制度の利用者数です。2015年の渋谷区での導入以来2020年6月30日時点で1052組となりました（特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ調べ）。実施自治体在全国人口の約30%をカバーしていること、実施自治体においてもすべての同性カップルが制度を利用しているものではないことからすると、暗数は利用者数の何倍にもものぼると考えられます。

なお、釜野さおり・北仲千里・藤原直子「性的マイノリティのパートナーからの暴力（DV）被害と相談行動に関する調査—第一次集計分析—」（2019年度日本女性学会大会 個人研究発表）では「現状の「女性に対する暴力」をベースにした相談・防止施策で、対応できるのか。特に日本の場合、そもそも売春防止法にもとづいた「婦人相談所」を土台としたDV相談・対応策そのものが大変不十分で、ますます対応が困難と思われる。」との問題意識が指摘されており、どのセクシュアリティの被害者にとっても支援ができる体制を検討しなければならない時期にさしかかっているといえます。

3 児童虐待と配偶者暴力被害者支援の連携

親の一人が暴力を行い、もう一人の親が逃げたいと決めたときに子どもと一緒に保護を受けることができるかというのは毎回悩まされるご相談です。

① 配偶者暴力がある場合

加害親から被害親への暴力が確認できるのであれば、配偶者等暴力防止法3条3号に基づく配偶者暴力相談支援センターでの一時保護などが受けられます。

しかし、先に児童虐待の問題として認識された場合、その後、配偶者暴力被害への支援がなされるとは限りません。配偶者暴力の問題は不適切養育の背景として理解されても、保護の対象であると扱われません。実際に、子どもだけは一時保護されたものの、その後児童相談所が配偶者暴力被害者を支援機関につながらず、配偶者暴力被害が継続してしまったというケースは起きています。

また、配偶者暴力被害者がありながら見つけられず、支援もなされなければ、子どもの虐待防止を実現することは困難です。家庭という密室の中で、子どもだけに被害が起きているのか丁寧に分析し、支援を協同で行う体制構築は必要です。

② 配偶者暴力がない、またはあったけれど直近ではない場合

「配偶者間の暴力が確認できない」「暴力はあったが直近ではない」「精神的暴力である」といった事情であれば、子どもに対する虐待についての証拠を持っていたとしても、配偶者等暴力防止法による保護を断られるということが現に起きてしまっています。

内閣府に設置された「DV等の被害者のための民間

シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」が2019年5月に発表した報告書にも「身体的暴力のみを緊急性の判断材料とする例が多く、例えば、年齢・国籍・障がい・疾病等の属性があると集団生活への適応困難、現金（貯金）がある場合は自力での避難可能、加害者が逮捕・拘束されていると危険性がない等の理由で、一時保護されないケース」があると記載されています。全国共通の課題です。

子どもへの虐待が確認できるとしても、児童虐待防止法では親子を一緒に保護することはできません。保護の対象は虐待を受けた子どもだけです。この法律での保護を求めれば子どもを守りたい親と、子どもが引き離されてしまいます。

③ 国の動き

内閣府と厚生労働省は、千葉県野田市での児童虐待による死亡という痛ましい事件を受けて、ようやく平成31年2月28日付けで「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」を発しました。また同年3月19日付けで「児童虐待防止対策の抜本的強化について」との関係関係会議決定も行いました。

これらの動きは上記①の問題に対するアプローチにはなりえると思いますが、上記②のような、配偶者暴力があるかどうかわからないけれども、子どもの保護のために避難しなければならない親子の保護が直ちに進むかは不明なままです。

上記1でも述べましたが、ここでも家庭内暴力防止の包括的支援法の必要性を痛感します。児童虐待と配偶者暴力の被害者支援がすぐに連動できるような仕組みが必要です。